

広報広聴委員会の設置についての検討事項

《前回までの意見の整理》

- 広報広聴委員会の設置に向け、委員会にどのような役割をもたせるのか、具体的に何をしていくかということについて、さらに議論が必要である。
- 「広報」については、市議会だよりと議会ホームページでよい。
- 「広聴」については、市民の多様な声を聴くためには、議会報告会だけでは不十分。いろいろな形で、市民と議員、市民と議会をつなぐ窓口をつくる。
- 議会の広報及び広聴に関する部分について、議会改革特別委員会と広報広聴委員会との役割分担をどうするか。
- 議会の広報広聴を強化するためには、きちっとした権限をもつ組織とする。
- 市民の声を聴き、それを整理し議会全体へおろしていく。議会に対する市民の意見をどういう形で議会の中に反映していくか、というところまでいくのが理想である。
- 今の議会報告会をやりながら、次の段階で、広聴から政策へつなげられるような広報広聴委員会とする。最初はハードルを低くしておき、徐々に改善していけばよい。

《検討が必要な事項》

1 広報広聴委員会設置の目的について

○設置の目的を整理する

- ・市議会だより及び議会ホームページ等、多様な媒体を通じて市民への情報提供を行う。
- ・議会報告会等を通じて、市民から広聴する。

○具体的な所管事項をどうするか

- ・市議会だよりの編集・発行（市議会だより発行委員会から引き継ぐ）
- ・議会報告会の企画・運営（議会改革特別委員会から引き継ぐ）
- ・その他、議会の広報及び広聴に関すること

※「議会改革」の取り組みのうち、議会の広報及び広聴に関する部分について、議会改革特別委員会と広報広聴委員会との役割分担をどうするか。

2 広報広聴委員会の設置の形態について

- ①常任委員会（委員会条例で規定する。）
- ②特別委員会（議会の議決により設置する。）
- ③規程等による設置（「協議又は調整を行うための場」として会議規則に規定する。）

3 広報広聴委員会の体制について

○委員定数及び委員選出の方法をどうするか

《前回までの意見の整理》

※「各会派から1人というような形ではなく、新しい仕組みも必要」という意見がありました。

4 広報広聴委員会設置の時期について

《前回までの意見の整理》

※「できるだけ早く設置する」「今の議会報告会、4回を終えて、新しい議会報告会につないでいくためには、来年12月の常任委員会委員等の改選時までに設置する」「十分に議論し、手順を踏んで進めていくことが必要であるため、設置時期にはこだわらない。」という意見がありました。